

## 第5回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

平成24年2月20日

企画政策推進室

日 時：平成24年2月20日（月） 13時30分～16時10分

場 所：姫路市役所 本庁舎 9階 902会議室

出席委員：新川会長、岩成副会長、相川委員、有馬委員、加茂委員、岸田委員、木谷委員、  
藤浦委員、藤本委員、増尾委員、松本委員、三渡委員、森下委員、渡邊委員

姫路市：（事務局）岡山企画政策推進室長、寺尾市民参画部長、名村主幹 他3名

欠席者：1名（玉田委員）

傍聴者：4名

主な議事内容：姫路市自治基本条例の骨子案の審議について

## 【討議内容】

### ○ 開会あいさつ

### ○ 事務局説明

今後のスケジュール及び前回の懇話会において各委員から要望のあった事項や市民アンケートの調査結果等について、各委員に事前配布したものと懇話会当日に追加配布した下記の資料を用いて説明。

- 参考資料 ① 姫路市自治基本条例 検討スケジュール  
② 第3回・第4回姫路市自治基本条例検討懇話会 決定事項  
③ 自治基本条例に関するアンケート調査結果  
④ 第4回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】  
追加資料 市議会 総務委員会における問答等について

会長 先ほどの説明に対する質問、意見があればお願いしたい。

委員 参考資料①に記載の平成24年度に予定されている市民講座とタウンミーティングについての内容について伺いたい。

事務局 平成23年11月に開催したタウンミーティングでは、自治基本条例の一般的な内容や、基本的な項目をテーマに置いており、学識経験者の委員に、市民講座と題して、テーマの内容を分かりやすく解説していただき、その後市長と市民の皆さんが意見交換を行った。  
来年度については、24年4月に条例の基本的な枠組みや内容等の骨子が決まることを想定しており、7月～8月のタウンミーティングでは、姫路市の条例の具体的な内容を示しながら、本年度と同様に、市民講座で参加者に自治基本条例を説明した上で、市長との意見交換を行っていただきたいと考えている。

委員 回数や開催場所について伺いたい。

事務局 市内のブロック割りをを行い、各ブロックで参加者を募って開催したいと考えている。

委員 ブロックとは、どのような分け方を考えているのか。

事務局 今年度は市内を北部、中部、南部の3ブロックに分けて開催させていただいた。

24年度は、詳細まで確定していないが、平成23年度と同様の分け方で開催したいと考えている。

委員 先日開催された勉強会では、鳥取市は事前に60回程度の出前講座を実施されたと聞いている。

来年度のタウンミーティングは前回の内容で開催するのであれば、参加者は自治会長や婦人会長など、前回と同じような参加者になってしまうのではないか。

参加者の対象を広げる手法を検討していただきたいが、いかがか。

事務局

自治基本条例の制定にかける期間は、鳥取市の方が姫路市より長く、本市では平成25年4月の施行を目指すということを決めた段階から、鳥取市のような形で説明会を行うことは、スケジュール上難しいと考えている。

また、市長が市民の皆さんと対話する対話型広聴の開催方法は、各市町で様ではなく、市長によっても手法が異なってくることから、鳥取市のような取り組みを姫路市で行うのは、難しいのではないかと考えている。

しかしながら、色々な機会をとらえて、市民に周知していくことは大いに参考にすべきであると思っている。

もう1点、タウンミーティングの参加者については、自治会等の各種団体の方をお願いするだけではなく、広く参加者を公募するという形で、出席いただける方を広く募っていきながら、開催していきたいと考えている。

会長

その他意見はないか。

(一同意見なし)

それでは、本日の主題である条例の骨子素案の審議に移りたい。

## ○ 審議

事務局から、資料「姫路市自治基本条例 骨子（素案）」を一通り説明し、各章の構成ごとに委員からの意見をいただく形で進行。

### (1) 条例の構成、前文

会長

まず、前文について意見を伺いたい。

自治基本条例は前文に各自治体の個性が出ており、姫路市らしさをどう出すのかということで、委員の意見をお願いしたい。

委員

資料の1ページの条例の構成について違和感がある。

これまで、第4章を住民自治という内容で進めていたので、団体自治、住民自治という順序かと思っていたが、「参画と協働」と名前を変えるのであれば、この位置でよいのかどうか。むしろ、第2章（市民・議会・執行機関）に続く第3章として置く方が、他都市の事例と比べても一般的ではないかと思う。

行政運営の基本原則は、市役所内部の話であるので後に置いている

自治体の方が多いと思う。

また、第4章の内部で順序を変えた方が良いと思う部分がある。

住民自治の基本原則の中では、まず情報共有があり、それから参画と協働という順序であったが、今回の資料では情報共有が最後の部分にあり、情報を共有する意義というものが最後の方に出てくることになる。また、第3章に行政の説明責任が出てくる順序になっており、大事な原則と行政運営のルールが入れ替わっているという状態になっていると思う。なぜ、このような構成にされたのか。

事務局

第3章と第4章の順序については、自治基本条例という名称である以上、自治のあり方を改めて説明する必要があるということ認識しており、行政運営としてどうあるべきかということをもまず示すべきではないかと考えている。それを踏まえて、参画と協働が必要となっているという時代の流れを示すため、このような順序とした。

また、第4章の中で情報共有等をどこに置くべきかについては、事務局においても悩んだところである。基本原則として情報共有を置くのであれば、参画と協働の前に持ってくるべきであるが、情報共有の中に情報公開を含めており、これは行政運営の基本原則でもあったこと、また、参画と協働を行う大前提として情報共有等があったことから、参画と協働を強調すべきものと位置付け、参画と協働を先に持ってきたものである。

しかし、総則における自治の基本原則の並びから見ると、おかしな順序になっているということは認識している。

委員

第3章と第4章は逆の方が良いと思う。

前文の③には、市民がまちづくりの主体であることを自覚するという記載がある。

行政の基本原則は、あくまでも市民に知識として知っていただくものとして後に回し、まず市民が参画していくということが一番メインになるのではないかと感じた。

会長

この点については、技術的にも再度整理し直してもらいたい部分もあることから、事務局の方で検討してもらいたい。

特に、住民自治と団体自治の章構成としてどう考えていくのか、基本原則や参画と協働の具体的な内容等をどのような順序で並べるのが最も自治基本条例らしいのかという観点で考え直す必要があるのではないか。

ただ、原理原則については、第2章で言及している部分もあり、このままでも問題がないといえませんが、各委員から意見があったように、若干の違和感がある部分があるので、もう一度整理を行うこととしたいが、それでよいか。

(一同異議なし)

## (2) 第1章 総則

- 会長 第1章 総則の部分について意見を伺いたい。
- 委員 前回の会議を欠席していたため、既に質問があった内容かもしれないが伺いたい。  
(2)「定義」の①「市民」については、姫路市以外に住んでいる人で、姫路市へ通勤通学している人を市民と認めるという内容に読めるが、これについて伺いたい。  
また、日本国籍を持っていない人の扱いについても教えて欲しい。
- 事務局 委員のご指摘通り、市外から姫路市に通勤する人も市民として含めている。  
また、この市民の定義においては、国籍について規定してはいないので、日本国籍の方も、それ以外の方も市民に含まれている。
- 委員 住民と市民は違うものとして捉えればよいのか。
- 事務局 あくまでもここで言う住民というのは、住所を有している者ということで、住民基本台帳に登録されている者、または今後、新たに住民基本台帳に登録される外国人の方である。
- 委員 整理をすると、外国人や、他県、他の市町村から通勤通学されている方を市民としてとらえ、権利や責務を見ていけばよいということか。
- 会長 そういうことである。
- 委員 先ほどの話を聞いて思ったことであるが、市民に代わる言葉というものは、法律上ないのか。  
子どもにとっては、市民というものは姫路市在住の住民を指すものであり、条例の中でいう市民との区別がつきづらいのではないか。  
恐らく、一般の方が一番違和感を覚えるところではないか。  
このまま市民を定義付けてしまうと、姫路市に通勤通学している人まで、姫路市民であるという勘違いまで起こりえるのではないか。  
子供からお年寄りまでを含めて理解してもらうためには、その辺りを何とか説明していかなければ、理解しづらいのではないか。
- 会長 そのような誤解を生まないために、定義を設けているのである。  
法律上は「住民」という言葉しかないので、「市民」という言い方を条例で記載する以上、市民を定義しなければならないということで、ここでは幅広く定義している。
- 委員 このような市民の定義で見ると、税金を払っていない人や、半年間だけ滞在しているような外国人も市民とみなすということか。  
そのような人たちを、長年姫路市に在住し、義務を果たされてきた人たちと同等に扱うのは違和感がある。

- 事務局 先ほどの意見について、半年間だけ滞在している方に対して、行政サービスを提供していないのかということ、そうではない。  
もちろん、姫路市に従前から住まれており、税金を納めていただいている方もいれば、そうではない方も当然おられる。  
それを区別するという事は、自治基本条例の中では考えていない。  
あくまで姫路市として、どのような市を目指して行くのかということ、税金を払っていない人の市政への参画を認めないというのも変であり、また、外国人の方から有意義な意見をいただくこともあろうかと思っている。  
事務局では、皆が住みよいまちを目指して行こうということが、この条例の趣旨であると考えている。
- 委員 逆に言うと、市民としての責務もあることから、通勤通学している方も、市政に協力してもらおうといった内容も含まれているので、問題ないのではないか。
- 委員 それでは、今後、参政権や様々なことに関わってくるかと思うので、例えば市民という定義があるのであれば、住民という定義を作るなど、そのように詳しくされてはどうかと思う。
- 会長 住民や参政権の定義は、むしろ法律の方でされているものである。
- 委員 では法律に基づいてということか。
- 会長 法律の範囲内でしか条例を制定することはできず、法律があつて条例があるという順序であり、法律の領域までどこまで踏み込むのかという議論はある。  
必要性があれば、条例でも重ねて法律と同じ内容を謳うことはできなくはないが、必要かどうかということである。  
ここでは、市民という言い方をあえて行い、まずは幅広く姫路市のまちづくりに責任を持って、また参画の権利を持って関わっていただき、姫路のまちを一緒に作っていくという観点から、幅広く捉えていこうということで、とりあえずは、進めさせていただくということでよいか。
- 委員 会長が言われた内容で問題ない。  
私は、短期滞在の観光客も、市民の中に入っても良いと考えている。
- 会長 むしろ市の経済に大いに貢献していると見ることもできる。  
具体的にどのように整理するのかは、条文案または逐条解説等で丁寧に説明するなど、事務局で検討いただきたい。
- 委員 市議会の総務委員会の市民の定義に関する質問で、事務局から検討していくという回答を出されているが、具体的にどう変わるのかとい

うのは提示されているのか。

事務局 具体的にどうするのかというのは、この懇話会の場で検討していただくという回答を出している。

委員 傍聴者として議員の方が来られているので、お聞きしたい。  
議会基本条例を見ると、市民の定義はあまり明確になっておらず、団体等は対象に入っていないように見受けられるが、その辺りについて差支えなければお教え願いたい。

会長 この懇話会では、必要に応じて、懇話会のメンバー以外の意見を聞くことも可能だと思うが、そのような趣旨であれば必要な手続をとってもらいたい。設置要綱はどうなっているのか。

事務局 少なくとも本日の会議で回答することはできないが、事務局から議事事務局に確認し、次回の会議で回答させていただきたい。

委員 議会基本条例で定めている市民の定義が、我々の検討している定義と違っているのであれば、あまり意味をなさないと思ったので、質問させていただいた。

会長 では、我々の検討懇話会で市民の定義について議論になっているということで、議会の方でどのように考えているのか、事務局を通じて確認するということでよいか。

(一同異議なし)

それでは、次回の会議で回答いただくこととしたい。

基本的にはこの自治基本条例の中では、個人と法人あるいは個人と団体というのを、区別する必要はないということで、一般的には両方を含めて市民として規定しておき、自治基本条例の基本的な考え方に沿っているという整理の仕方になるかと思う。

委員 鳥取市の自治基本条例では、市の定義がきちんとされている。  
前回の懇話会で、市とは何を指すのかと伺ったが、資料の中で「市は～」というのが沢山出てくるので、姫路市としても市の定義を書いた方が良いのではないかと思う。

事務局 市については、対象が明確になった際に定義するまたは解説で書き加えるということが必要であると考えている。

現在、市の範囲がどうなのかということについては、総務委員会においても指摘をいただいております、改めて整理をし、最終的には何が主語になるのかということを示す必要があると考えている。

鳥取市では、議会及び執行機関を市と定義しているが、これでは議会に対しても義務付けるという形になってしまう。

本市の場合は、既に議会基本条例を制定しているもので、それとの関係を今後検討していかなければならないと考えている。

### (3) 第2章 市民・議会・執行機関

会長 続いて、第2章 市民・議会・執行機関についてご意見を伺いたい。

委員 タウンミーティングの参加者から、「問題が起きた際に解決するための対応窓口を作ることを自治基本条例に明記して欲しい」また「地域の特性を活かしたまちづくりをして欲しい」という要望があった。このような要望に対応できるような記述が、条例にあればよいと思うが、もしあるのであれば教えてもらいたい。

事務局 地域の特性を活かしたまちづくりについては、前文の中で姫路市の自然、歴史、文化を踏まえてまちづくりをやっていくということを謳うことになろうかと思う。

委員 資料4ページの自治の基本理念において「地域の個性、自立性を尊重したまちづくりの推進」とあるので、これで読めると思うが。

会長 この内容を、行政運営の基本原則など他の部分に落としていくということになると、まちづくり基本条例のような内容になってしまう。

事務局 もう1点の、対応窓口の話であるが、具体的に対応窓口の機関を書くようなことはしておらず、資料8ページの説明責任等の部分で要望や苦情等に迅速に対応する旨などの規定を記載している。

委員 先ほどの意見は第2回のタウンミーティングの意見かと思うが、地域特性の話については基本理念の中に読み込めば良いと思う。対応窓口の要望については、一対一の応答責任よりも、そのような問題を定期的に話し合える場、つまり対話の中で市民同士の意見を交換できるようなものを制度化して欲しいという要望だったかと思う。それは、まちづくり基本条例の内容であると考えられ、もし、盛り込むとするならば、行政運営または参画と協働の部分で、「知恵を集めて解決するような仕組み」という内容を逐条解説等に入れるかということになるかと思う。

事務局 窓口としてどこなのかという質問がなされ、その後の議論として、対応の結果を示して欲しいということがあり、まさに応答責任の内容という議論がなされたと記憶している。

会長 そういった内容は参画と協働の具体策の中でされるものかと思う。このような参画の具体策がどこまで条例に盛り込むことができるのかということになろうかと思うが、基本的なことについては既に言及しているので、なかなか難しいかと思う。



委員 資料6ページの執行機関の責務の中に、「時代のニーズや地域の特性に即した行政機能を発揮する」というような踏み込んだ内容を入れるのはどうか。

会長 この部分は、市民・議会・執行機関の基本的な内容を書いているので、どこまで具体的な条件を入れるのが良いのか、あるいは入れない方が良いのかというのは難しいところである。逆に言えば、大原則の部分で具体的な修飾の文言があってもよいのかという議論もあるので、その辺りについては委員からご意見をいただきたい。

事務局では、行政機能の内容で、時代のニーズに応えること等について、議論はあったのか。

事務局 庁内のワーキンググループでは議論していない。

#### (4) 第3章 行政運営の基本原則

会長 それでは、第3章 行政運営の基本原則について議論を進めたい。

委員 (11)国や地方との関係と(12)国際交流については、行政運営の基本原則の中に含めてもよいものかどうか。

別にしている自治体もあり、また先ほどの「市」の話にもつながるが、この内容は議会や市民にも関わる話である。

市政運営の基本原則の中にあるのであれば問題ないが、行政運営の話に入れるとなると、どうか。ただ、市の定義が変わるのであれば、話は変わってくる。

事務局 この点は、事務局でもいろいろ議論があったところであり、私個人としては、この2点は雑則の中でも良いのではないかと思っている。

第3章の内容は細かすぎる感があるが、事務方として全体の行政運営の括りを重視したということで、このような形でお示ししている。

今の意見を踏まえて、事務局において再度検討の上、次回にお示ししたい。

先ほど、鳥取市は参画と協働が先であるという意見をいただいた。

鳥取市では参画協働条例という方向で話が進められていたため、参画と協働が前に置かれているということであるが、名称は最終的に自治基本条例に落ち着いたということを知っている。

事務局の考えとしては、団体自治のあり方を示した上で、参画と協働が不可欠であり、それを示していることを説明させていただいた。

逆に、参画と協働が先にありきということになれば、参画・協働条例と言うべきかと思う。

総務委員会からは、参画と協働がメインになるのであれば、参画と協働条例という名称の方が分かりやすいのではないかという意見もいただいている。

構成の順序を変えるのであれば、条例の名称を変更するという議論

もあり得るかと思うので、委員の皆様には、このようなことを念頭において議論していただくとともに、事務局の方でもさらに研究を進めていきたい。

委員 (2)効率的で効果的な行政運営の中で、「不断の行財政改革」という文言が出てくる。「不断」という表現は、決意がしっかり見えて良いと思うが、この言葉は一般市民が読んだ場合にはどのように捉えられるのか疑問に感じた。

事務局 この表現は、姫路市の行財政改革プランや市の総合計画の中で、よく使っているものであるが、一般の市民に分かりにくいのではないかという指摘はその通りかと思っている。

自治基本条例の条文は中学生にも分かりやすくするという議論をいただいているので、より分かりやすくするためにも、この言葉がどうあるべきかについてもあわせてこの場で議論いただきたい。

委員 そのような表現については、解説書で分かりやすく説明すればよいのではないか。

会長 解説書は、鳥取市のような分かりやすいものが作られる予定である。

第3章については、委員からの意見もあったが、住民自治的部分と、団体自治的部分をどのように整理していくのかということである。

地方自治の本旨は住民自治と団体自治という2本の柱であるので、どちらが先でも問題ないと言えないが、ただ、行政運営の基本原則が細かく具体的で、行政組織運営または行政管理原理の内容に入りこんでしまっているのか、どのような順序にするのかという議論であった。

また、主語が「市は～」となっているが、中身を見る限りでは「執行機関」あるいは、「市長は」というのが適当である部分がほとんどである。(11)、(12)のような他の団体との関係や外国との関係については、市の意味が違ってくることがあるので、どう使い分けていくのかを、整理する必要があるかもしれない。

これについて意見を伺いたい。

(一同意見なし)

#### (5) 第4章 参画と協働

会長 それでは、第4章 参画と協働に進みたい。

参画と協働と情報共有の順序についても意見があったが、これについて議論をお願いしたい。

委員 条文の内容は、何ら異議はないが、協働に関し思うのが、どのように運用されていくのかというのがとても大きいと思っている。

市民が参画と協働を市役所と一緒にやった際には、理解されないということがあり、その辺りについて、どのような運用を行っていくの

かということで、各自治体の課題になっている。

取り組みを市民と一緒に進めることで、関係する市の各部署の施策が理解され、市民から指摘もいただくことができるものと思っている。

できれば、これからの庁内の運用体制や市民との取り組みなどのシナリオを懇話会で示していただければ、運用体制についても議論することができるのではないかと。

会長

委員ご指摘の通りかと思う。

条例の議論、検討ということになると、法的な効果や法律上の適切さなどに重点を置いてしまい、広く市民に対する、市の運営の変更点や事業の進め方などについての議論がされないままに進めてしまうことがある。

参画と協働、情報共有の部分は市民にとって非常に関心の高いところであるので、今後、条例案の固まる段階で、条例が制定されることにより、具体的な市民の活動や市の計画づくりに対する市民参画の内容などがどう変わるのかといった姿が見えてくると、少しは議論がしやすくなるのではないかと。

委員

何か具体的な作業をして欲しいと言っているのではなくて、行政の業務の手法を、市民と一緒にやることで逆流させていくということである。

これは、市民にとっても大変なことであり、行政も手法を色々に変えなければならず、分からない者の立場に立つことが必要である。

だからこそ、行政と市民がお互いに学習しながら、実現させていくということを示すことが重要なのではないかと。

行政としても、自治基本条例を作ったらそれで終わりというわけではなく、条例制定後の取り組みを踏まえ、今後どのように進めていくのかということを示した方が、市民にとっても現実味があり、行政と市民が共有できるのではないかと。

会長

今後のタウンミーティングや出前講座などの説明に、先ほどの意見の内容を含めていく必要があるかもしれない。

また、今後の懇話会でも議論する必要があるかもしれない。

協働については、姫路市では先行的に様々な取り組みを行っているので、条例ができることで、今後どのように進めていくのかといった議論もあり得るかもしれない。

委員

1参画の(1)市政への参画の部分に追加してもらいたい内容なのだが、参画と情報共有は同時のものだと考えられるので、「政策等の立案、実施及び評価の各過程において」の後に、「情報の共有を図るとともに」と入れてはどうか。

会長

情報の共有は大きな柱立てをしているので、参画の部分に入れることにより、構成上、重複することになる。

参画の中に情報の共有が考え方として入っていないということでは

なく、大原則として骨子に入っているので、情報の共有が前提としてあることは間違いないことであり、文言として入れるかどうかという風に考えていただきたい。

意見のとおり、情報の共有の文言を入れた方が分かりやすく、多くの市民の方々の意に沿う、または実際に市政運営に当たって市民参画を行う際に、使いやすいということになるのであれば、文言を入れる価値はあるかと思う。

委員

1参画の(3)附属機関等への参加等について、事務局にとって都合のよい公募委員を選ぶようになってはいけないと思っており、公募委員の選定のプロセスについて何か検証するような内容等を条文の中に盛り込んでどうか。

会長

実際には、選定手続きであるので条文の中には入れることはできないだろう。

市として、公募委員の選定手続きをどう整理するのかということ、要領等を作って具体的な内容を決めていくことになろうかと思う。

自治基本条例の制定後には、条例の趣旨に沿って、要領が定められることになる。

このような意味では、この条例で、公募委員が主体であるという原則を入れていく意味は大きいと思う。

事務局としては、これについてどのように考えているのか。

事務局

公募委員を積極的に入れていくという流れはあるが、公募委員の枠をどれくらい取るのかということについては、担当課に裁量がある状態である。

また、透明な選考過程について、選考の採点結果を公開するかどうかという点は、情報公開請求により公開することになろうかと思う。

したがって、選考結果の発表後には、結果を確認できる体制をとっていることから、透明性は確保しているものと考えている。

委員

全般的なことであるが、先ほど「不断の行財政改革」等という言葉遣いの問題があったが、資料の中には、我々が普段使っている「コミュニティ」や「パブリック・コメント」、「ニーズ」といった言葉が出てくるが、鳥取市の資料では、「コミュニティ」のような言葉まで解説されている。

したがって、高齢者の方や、若い中学生や高校生等がどこまで理解しているのかということを考えながら、分かりやすい条文を作ってもらいたい。

会長

骨子案がそのまま、条文になるわけではないが、このような考え方が反映されることになるので、事務局には留意してもらいたい。

やはり、市民に説明する際や、役所内での共通理解をするためにも解説は必要である。

## (6) 第5章 雑則

- 委員 第5章の雑則の部分であるが、条例の運用や見直しということで1項目挙がっているが、具体的な規定内容がなく残念に思う。  
極端に言えば、何もしなくてもよいということもあり得るので、その辺りを明確にしてもらいたい。
- 会長 一般的には、他都市の条例でも監視体制、見直し体制等の組織化や何年か後に見直す規定を入れられるケースがある。  
この辺りについては、事務局はどう考えているのか。
- 事務局 鳥取市の事例と比べると、この部分については内容が薄いということとは認識している。  
見直しの期限と機関については、国の法律でも多数規定されている。  
本市の内容が薄い点については、条例制定後にどのように運営していくのかという市の組織体制の議論ができていないためである。  
今後、どのような機関を設けるのかということなどは、庁内で議論しなければならないと認識している。
- 会長 いずれにしても、定めざるを得ないと思うので、検討していただきたい。
- 委員 どこの部署が管轄するのかという議論は、この懇話会の場で行われ  
ないままに、庁内での検討で進められていくということか。
- 事務局 懇話会の場でいただいた意見も踏まえ、庁内で検討させていただき  
たい。
- 委員 それについては、姫路市の組織体制について知る必要があるので、  
具体的な意見を言うことはできないが、条例を、作った部署から運用  
する別の部署に移した場合、移された部署がしっかり運用するのかと  
いう保証はなく、移す手法についても工夫しなければならないと思っ  
ている。
- 委員 鳥取市の事例では、40程度の校区があり60程度の公民館単位でコミ  
ュニティの取り組みが行われており、非常にきめ細やかに取り組まれ  
ている印象を受けた。  
姫路の場合、校区数がどれだけあり、公民館単位に委ねられるかど  
うかという議論まではまだまだ進むことができないと思うので、その  
ような内容も踏まえ、どのように運営していくのかということになろ  
うかと思う。
- 事務局 鳥取市では、自治基本条例を作った後に、公民館単位の取り組みを  
実施されているが、姫路市においては地域夢プラン事業といって自治

基本条例の制定に向けて取り組む以前から、現市長が地域の活性化を図るため、当初は中学校区単位、現在は小学校区単位で地域資源を活用する取り組みを進めている。その際には、市職員も参加してやってきたという経緯がある。

鳥取市は自治基本条例が先行しているが、地域の活性化の取り組みについては、本市が先行しているという状況である。

委員

地域夢プラン事業は、現在も継続して実施されているので、そのような場で自治基本条例の出前授業をやってはどうかということを考えていた。少し説明してもらっただけで、自治基本条例を知る人が増えて、関心を持っていただけたと思う。

鳥取市が条例制定後に行ったアンケートでも、認知度は30%程度と言われていたので、それでは寂しいと思う。

やはり色々な機会を作って、積極的にPRし、一人でも多くの方に知っていただくということに取り組んでもらいたい。

委員

先ほど、条例を所管する話が出たが、経験上、条例を作った部署が担当の方が好ましいと思う。

委員

参画と協働に関して言いたいのが、ボランティア関係やNPO法人の話である。

NPO法人は専門家であるので、各地域に指導していただくという形で出てきていただければ、住民の参加もしやすくなるのではないかと。

会長

本日は、様々なご意見をいただいたが、結論までは出ずに、事務局に苦勞をかける点もあるが、まずは言葉の定義について、「市」や「市民」または「住民」の区別、議会との関係で言えば個人と法人、あるいは団体というのを区別するのかしないのか、この辺りについて整理をお願いしたいという意見をいただいた。

また、条例の構成として、第3章、第4章の構成をどう考えるのかということについて、もう一度整理をして、判断いただければという意見があった。

併せて、行政運営の基本原則については、国や他の団体との関係、国際交流についての置き場所について意見をいただいたものの、結論が出ていないので、再度検討していただきたい。

参画と協働の部分については、参画の部分に情報共有の要素を入れる余地があるという文言レベルの話もあり、同時に参画と協働と情報共有の並びについて、考え方の根本的な発想のレベルとして改めて検討していただきたい。

第5章の雑則については、条例の見直しやチェックを行うような組織体制や見直しの期限については、本日の議論からは用意をするようにということなので、庁内で検討していただきたい。

最後に、分かりやすく、共通の認識ができる言葉遣いが必要という意見もいただいているので、事務局で精査をしてもらいたい。

本日の議論では素案について大きな異論はなかったのではないかと

思っているので、これに基づき条例の文言を検討いただき、それに加えて本日の意見を反映していただきたいと思う。

○ 連絡事項

会長                    それでは、事務局から連絡事項があればお願いしたい。

事務局                長時間にわたりご審議いただき感謝している。  
                          いただいた意見を踏まえ、庁内で検討を進め、方向性や回答を示させていただきたい。  
                          次回の会議は4月の開催を予定しており、委員の皆様の予定を確認の上、日程調整をさせていただきたい。

会長                    それでは、第5回懇話会を終了する。

以上